

四日市市告示第 1 3 4 号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱（令和 4 年四日市市告示第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第 4 条関係）				
食材に関する特別の配慮又は特別の事情により提供を受ける学校給食		学校給食費負担額		
		小学校の第 1 学年から第 3 学年までの児童	小学校の第 4 学年から第 6 学年までの児童	中学校の第 1 学年から第 3 学年までの生徒
主食と副食		<u>2 4 6 円</u>	<u>2 6 1 円</u>	<u>3 0 0 円</u>
主食がパンである学校給食の場合	主食と牛乳	<u>1 3 4 円</u>	<u>1 4 2 円</u>	<u>1 4 9 円</u>
	主食	<u>6 5 円</u>	<u>7 3 円</u>	<u>8 0 円</u>
	副食と牛乳	<u>2 5 0 円</u>	<u>2 5 7 円</u>	<u>2 8 9 円</u>
	副食	<u>1 8 1 円</u>	<u>1 8 8 円</u>	<u>2 2 0 円</u>
主食が米飯である学校給食の場合	主食と牛乳	<u>1 6 3 円</u>	<u>1 7 6 円</u>	<u>1 8 8 円</u>
	主食	<u>9 4 円</u>	<u>1 0 7 円</u>	<u>1 1 9 円</u>
	副食と牛乳	<u>2 2 1 円</u>	<u>2 2 3 円</u>	<u>2 5 0 円</u>
	副食	<u>1 5 2 円</u>	<u>1 5 4 円</u>	<u>1 8 1 円</u>
牛乳		<u>6 9 円</u>	<u>6 9 円</u>	<u>6 9 円</u>

改正前

別表（第４条関係）

食材に関する特別の配慮又は特別の事情により提供を受ける学校給食		学校給食費負担額		
		小学校の第１学年から第３学年までの児童	小学校の第４学年から第６学年までの児童	中学校の第１学年から第３学年までの生徒
主食と副食		<u>２０１円</u>	<u>２１３円</u>	<u>２４５円</u>
主食がパンである学校給食の場合	主食と牛乳	<u>１１０円</u>	<u>１１６円</u>	<u>１２９円</u>
	主食	<u>５５円</u>	<u>６１円</u>	<u>７４円</u>
	副食と牛乳	<u>２０１円</u>	<u>２０７円</u>	<u>２２６円</u>
	副食	<u>１４６円</u>	<u>１５２円</u>	<u>１７１円</u>
主食が米飯である学校給食の場合	主食と牛乳	<u>１１３円</u>	<u>１２１円</u>	<u>１１９円</u>
	主食	<u>５８円</u>	<u>６６円</u>	<u>６４円</u>
	副食と牛乳	<u>１９８円</u>	<u>２０２円</u>	<u>２３６円</u>
	副食	<u>１４３円</u>	<u>１４７円</u>	<u>１８１円</u>
牛乳		<u>５５円</u>	<u>５５円</u>	<u>５５円</u>

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（教育委員会学校教育課）